

別表：検討裁判例一覧（その1）

番号	事件番号 判決日	裁判所	特許の対象*1	特許と侵害被 疑者製品との 関係*2		102条適用項*1*3			減額認定に考慮した 主要な事項	1項ただし 書き等による控除 の認定	寄与率 の認定	相当 実施料率	備考
				対象は 一部分	特徴は 一部分	1項	2項	3項					
1	平成19(ワ)21425 2008/6/26	東京 地裁	風船用クリップ止 め装置	○		○			・原告製品の売上原価比率 ・原告の変動経費 ・原告・被告の事業規模等 ・発明協会「実施料率」 ・代替技術の存在 ・他の多くの特許の存在	20%			原告の製品(クリップ等)のヤット商品)の小売価格から売上原価を控除し、その20%を「単位数量当たりの利益の額」と認定。
2	平成16(ワ)25576 2007/12/14	東京 地裁	眼鏡レンズの供給方法・システム	○	○	○			・発明協会「実施料率」 ・代替技術の存在 ・他の多くの特許の存在		0.01		特許発明の実施で得られたレンズそのものの売上に実施料相当額を乗じて算定。
3	平成18(ワ)474 2007/10/26	東京 地裁	物品取出装置・取出方法他	○		○	○		・発明協会「実施料率」 ・代替技術の存在 ・他の売上げとの関係		0.02		被告は被告製品の販売利益を得ていないとして2項による損害額は認めず。3項の相当実施料率は発明協会発行「実施料率」をもとに各種事情を考慮して決定。
4	平成17(ワ)1599 2007/9/19	東京 地裁	キー交換式ピンタンブラー錠	○	○	○	○		・製造は原告子会社が担当 ・代替技術の存在 ・市場での被告の知名度等	5%	0.03		被告3社がそれぞれ上げた利益のうち5%のみが被告3社の侵害行為と因果関係を有するとして2項で、残りの95%を3項で損害額を認定。
5	平成17(ワ)12207 2007/4/19	大阪 地裁	ゴーグル	○	○	○			・市場・販売ルートの相違 ・競合品の存在 ・特許と消費者の購買動機	0.99			1項ただし書きによる控除は侵害行為と損害との因果関係の否定であるとして、当該控除分に対する3項の適用を否定。
6	平成17(ホ)10047 2006/9/25	知財 高裁	椅子式エアマツサージ機	○	○	○			・特許の効果は付随的 ・権利者の市場占有率 ・顧客の選択動機	0.99			1項ただし書きによる控除分に対する3項の適用は逸失利益の範囲を超えるとして、3項の適用を否定。
7	平成17(ホ)10006 2005/9/29	知財 高裁	液体充填装置ノズル	○	○	○	○		・液体充填機の工程と構成	10%			1項と2項で損害額を算定し、金額の多い1項による損害額を認定。1項と2項の寄与率を区別せず。
8	平成16(ワ)1307 2005/4/28	名古屋 地裁	移載装置	○		○			・進歩性のある部分 ・類似の先行品 ・経済的マイナスイ面等	20%			被告製品の一部が特許の対象であり、さらに進歩性を有する部分が利益に寄与した部分であると認定。
9	平成15(ホ)277 2005/4/27	名古屋 地裁	圧流体シリンダ	○		○			・付属品を含めた全体に対する特許の寄与割合	90%	0.1		付属品の機能や購入の動機付けは特許対象に依存したものでして、付属品を含めた全体を損害賠償請求の対象とし、全体に対する特許の寄与率を認定。
10	平成15(ワ)2893 2005/3/14	大阪 地裁	長尺ワークのローディング装置(ストッカー)	○		○							原告は被告製品全体に寄与率を乗じることを主張したが、裁判所は被告が侵害行為により得た利益の額はストッカー一部の販売による利益の額が基準になると判断。
11	平成15(ワ)5813 2005/3/10	東京 地裁	多機能測量計測システム及びマーキング方法	○		○			・他の機能に対する特許発明の機能の使用実績	40%	0.03		寄与率は本件特許方法の実施状況から判断。権利者の立場により2項と3項を使い分け。
12	平成14(ワ)13022 2004/10/25	大阪 地裁	パイプベンダー、及び方法	○		○			・進歩性のある部分 ・特許発明の効果 ・特許による購買動機	20%*			原告の受けた損害の額は、パイプベンダーの製造販売により被告が得た利益から、キックバーが関与していない場合いを控除した額とした。(注) *推定の一部覆滅

注記: *1 実用新案を含む。 *2 「対象は一部」とは特許の対象が製品の一部分のみであることを表し、「特徴は一部」とは特許の対象は製品全体であるが、特許の特徴部分が製品全体の特徴の一部であることを表す。 *3 ()は裁判所が損害額を算定したが、他の方式の算定額よりも低額であったために採用しなかったことを示す。

別表：検討裁判例一覧（その2）

番号	事件番号 判決日	裁判所	特許の対象 ^{*1}	特許と侵害被 疑者製品との 関係 ^{*2}	102条適用項 ^{*1*3}			減額認定に考慮した 主要な事項	1項ただし 書き等による控除 の認定	寄与率 の認定	相当 実施料率	備考
					対象は 一部分	特許は 一部分	1項					
13	平成14(ワ)6178 2004/5/27	大阪 地裁	人工腎臓灌流用 剤の製造方法及び 灌流剤	○	○	○	○	○	90%			侵害者の重量比による寄与率の主張は認めず。実質 的価値を評価。
14	平成15(ワ)860 2004/4/27	大阪 地裁	点検口の蓋の取 り付け方法及び 取付具	○	○	○	○	○	20%			原告は2項の損害額を主張したが、被告が得た利益の 立証がないとして認められず。
15	平成14(ワ)3237 2003/12/26	東京 地裁	液体充填装置ノ ズル	○	○	○	○	○	20%			権利者のパンフに特許の効果について触れた記載な し。
16	平成13(ワ)12927 2003/8/27	東京 地裁	オーバーヘッド・ プロジェクト	○	○	○	○	○	0.02			被告パンフに特許の効果を表示していたことを考慮。
17	平成13(ワ)11003 2003/4/22	大阪 地裁	回転反力取り装 置及び方法	○	○	○	○	○	0.05			本件特許権等に係るCIED工法は、本件特許権、本件実 用新案権以外の多くの特許権、実用新案権及びノウハウ 等を含むものと認定。
18	平成13(ワ)3485 2003/3/26	東京 地裁	エアマッサー機、 椅子式エアマッサー 機	○	○	○	○	○	95%			原告の事業規模、原告の過去における販売実績等を 考慮すると、1項ただし書きに該当する事情が存在す るとは認められないとして、寄与率で控除。
19	平成8(ワ)2964 2003/2/10	名古屋 地裁	圧流体シリンダ	○	○	○	○	○	90%			1項に基づき請求は原告の利益に関する証拠がないと して認められず。
20	平成12(ネ)2645 2002/10/31	東京 高裁	芳香族カルボン 酸アミド誘導体の 製造方法	○	○	○	○	○				競合品の存在は1項ただし書きの事情と認められず。 2項による侵害者の利益が少ないので、1項適用は排 除されるとの被告主張は認められず。
21	平成11(ワ)12586 2002/10/29	大阪 地裁	筋繊維状こん んにやく、製造方 法、装置	○	○	○	○	○	40%			実施料の算出は、原告と第三者との契約内容と複数 のオプションを考慮して認定。
22	平成12(ワ)1499 2002/6/27	東京 地裁	生海苔の異物分 離除去装置	○	○	○	○	○				被告は、原告装置の効果は特許請求の範囲に記載が ない「吸引手段」によるもので、特許の寄与率が低い旨 主張。裁判所は認めず、特許寄与率を100%と認定。
23	平成13(ワ)14954 2002/4/25	東京 地裁	生海苔の異物分 離除去装置	○	○	○	○	○				被告は、原告装置には、本件特許の効果は認められ ず、特許の寄与率が低い旨主張。裁判所は認めず、特 許寄与率を100%と認定。
24	平成11(ワ)5104 2002/4/25	大阪 地裁	基板検査位 置生成装置、方 法、他	○	○	○	○	○	70%/100%		0.03	特許発明は被告製品における本質的な機能にあたる として高い寄与率を認定した。

注記：*1 実用新案を含む。*2 「対象は一部」とは特許の対象が製品の一部分のみであることを表し、「特許は一部」とは特許の対象は製品全体であるが、特許の特許部分が製品全体の特許の一部であることを表す。*3 ()は裁判所が損害額を算定したが、他の方式の算定額よりも低額であったために採用しなかったことを示す。

別表：検討裁判例一覧（その3）

番号	事件番号 判決日	裁判所	特許の対象 ^{*1}	特許と侵害被 疑者製品との 関係 ^{*2}	102条適用項 ^{*1*3}			減額認定に考慮した 主要な事項	1項ただし 書き等による控除 の認定	寄与率 の認定	相当 実施料率	備考
					1項	2項	3項					
25	平成11(ワ)3857 2002/4/11	大阪 地裁	ニカルジピン特 続性製剤用組成 物	特許は 一部分	○	○	○			0.05		特許発明の特徴成分の含有量による寄与率の主張は認められず。時期により、2項と3項を使い分け。
26	平成13(ネ)257 2002/4/10	大阪 高裁	複層タイヤ	特許は 一部分	○	○	○	・知名度 ・価格差	0.7		0.03	1項ただし書きでの控除分に3項を適用。
27	平成11(ワ)23945 2002/3/19	東京 地裁	スロットマシン	特許は 一部分	○	○	○	・定期的新台入替需要 ・他の特許の存在	0.1	80%		被告は原告の供給能力等を1項ただし書きの事情として主張したが認められず。ただし書きによる控除分に3項に基づき請求なし。
28	平成11(ワ)13360 2002/3/19	東京 地裁	スロットマシン	特許は 一部分	○	○	○	・定期的新台入替需要 ・他の特許の存在	4985台中 2500台 (約50%)	80%		被告は原告の供給能力等を1項ただし書きの事情として主張したが認められず。ただし書きによる控除分に3項に基づき請求なし。
29	平成11(ワ)541 2002/1/30	名古屋 地裁	生花の下葉取装 置	特許は 一部分	○			・製品全体における特許以 外の部分の機能		40%	0.05	菊選別機全体に対する下葉取りの機能は必要不可欠で、顧客が購入する上で重要な要素と認定。
30	平成11(ワ)13512 2002/1/29	大阪 地裁	プラスチックフィルム層 をヒートシールする装 置等	特許は 一部分	○						2%/1%	被告製品のカログにおける特許の効果のレベル度を考慮し実施料率を決定。訴訟提起後の被告のアンケート調査に基づき低い寄与率の主張は採用されず。
31	平成13(ワ)2390 2001/12/11	大阪 地裁	折畳み式のこぎ り	特許は 一部分	○	○						被告は技術的範囲をのこぎりのストッパー部分のみと主張したが被告製品全体が技術的範囲に属すると判断された。
32	平成8(ワ)4753 2001/11/27	大阪 地裁	自動ボウリング スコア装置	特許は 一部分	○			・付加的機能 ・顧客吸引力		10%/1%	0.04	特許の特徴(ルーレットゲーム)が付加的機能であり寄与度を考慮、同ゲームの顧客吸引力に着眼した広告があるとして高い寄与率(10%)を認定。
33	平成12(ワ)3585 2001/10/31	東京 地裁	連棟式車庫の屋 根端部連結構造	特許は 一部分	○			・特許部分が製品全体の販 売に寄与している程度		20%	0.05	過去の意匠権侵害事件の和解金5%を参考に、相当実施料率を認定。
34	平成11(ワ)4158 2001/9/20	大阪 地裁	多機能レジャー シート	特許は 一部分	○	○						被告は、使用材料につき、地球に優しい、という広告を出していることが販売に寄与したと主張したが、推定の覆滅は認められなかった。
35	平成11(ワ)24433 2001/9/6	東京 地裁	温風暖房機	特許は 一部分	○						300円/台	寄与率は相当程度高いとしているが、実施料率を認容することで、具体的な数値は定めていない。
36	平成12(ネ)3019 2001/5/24	東京 高裁	屋根雪止め金具	特許は 一部分	○	○		・雪害品に被告独自の考案		50%		裁判所は寄与率を認定したが、原告・被告とも寄与率は主張せず。

注記：*1 実用新案を含む。*2 「対象は一部」とは特許の対象が製品の一部のみであることを表し、「特徴は一部」とは特許の対象は製品全体であるが、特許の特徴部分が製品全体の特徴の一部であることを表す。*3 ()は裁判所が損害額を算定したが、他の方式の算定額よりも低額であったために採用しなかったことを示す。

別表：検討裁判例一覧（その4）

番号	事件番号 判決日	裁判所	特許の対象*	特許と原告被 疑者製品との 関係*2	102条適用項*1*3			減額認定に考慮した 主要な事項	1項ただし 書き等による控除 の認定	寄与率 の認定	相当 実施料率	備考
					対象は 一部分	特徴は 一部分	1項					
37	平成11(ワ)6807 2001/3/21	東京 地裁	ウエスナビッグ	○	○	○				0.08		被告は独自の機能やデザインによる寄与を主張したが、被告製品全体が考案の実施品として、寄与率は参酌せず。期間と原告の立場により1項と3項を使い分け。
38	平成10(ワ)7820 2001/3/1	大阪 地裁	環状カッタ	○	○	○				0.04		侵害品はファンタツチ式、それ以外のアーバーに使用できることから、侵害者はアーバー向け販売を除外するよう主張したが認められず。
39	平成8(ワ)1635 2000/12/12	大阪 地裁	複層タイヤ	○	○	○		・知名度 ・価格差	0.7	0.03		1項ただし書きでの控除分に3項を適用。
40	平成8(ワ)12109 2000/10/24	大阪 地裁	製パン器	○	○	○		・一部の権利はパン容器の 取手の構造に関するもの*		*10%	2%/1%/ *0.1%	寄与率認定は権利が製品の一部分の場合のみ。
41	平成8(ワ)5189 2000/9/26	大阪 地裁	自動麻雀卓にお ける牌の移動・ 上昇装置	○	○	○		・侵害品には本件特許以外 の技術も集積		25%	(1.5%)	2項に基づく算定では損害額ゼロ、3項に基づく損害額は5,591万8,803円になり、1項に基づく損害額を採用。
42	平成8(ワ)16782 2000/8/31	東京 地裁	レンズ付きファ イルムユニット	○	○	○					5%/8%	被告の、白黒セピア詰め替えカメラの独創性の主張は認められず。
43	平成6(ワ)14241 2000/1/28	東京 地裁	縫合針	○	○	○						被告が主張したB特許権の寄与率に関し、裁判所は被告の先使用による通常実施権が認容したため判断せず。A特許権のみ損害賠償認容。
44	平成7(ワ)2708 1999/11/30	東京 地裁	複合プラスチック 形成の製造方法	○	○	○					0.03	本件発明が製品の一部分の製造に用いられているにすぎないことなどの諸般の事情を考慮して相当実施料を認定。
45	平成8(ワ)938 1999/11/4	東京 地裁	液体漂白剤組成 物	○	○	○		・需要者の購買動機 ・被告の販売促進努力 ・特許の特徴の香料含有率			0.01	香料全体における特許の特徴部分の香料の含有量等を認定した上で、実施料率を1%としており、実質的に寄与率を考慮していると思われる。
46	平成9(ワ)10031 1999/9/22	東京 地裁	電動型スロットマシ ンのリール停止時間 間隔制御装置	○	○	○		・部品価格		20%	0.05	パテントプールの低額実施料を参照して相当実施料率を決定。
47	平成8(ワ)1597 1999/9/9	京都 地裁	サーマルヘッド	○	○	○						被告は被告製品において特許発明は一部分にすぎないとして寄与率を主張したが、裁判所は特許発明が一体として一つの技術思想を形成するとして採用せず。
48	平成10(ホ)2249 1999/6/15	東京 高裁	蓄熱材、その製 造方法	○	○	○		・市場占有率 ・システムに対する蓄熱材の 重要度	30/75 (40%)	60%	0.0526	1項ただし書きによる控除と寄与率による控除の両方を認定した事例。1項ただし書きの控除分には3項を適用。

注記：*1 実用新案を含む。*2 「対象は一部」とは特許の対象が製品の一部分のみであることを表し、「特徴は一部」とは特許の対象は製品全体であるが、特許の特徴部分が製品全体の特徵の一部であることを表す。*3 () は裁判所が損害額を算定したが、他の方式の算定額よりも低額であったために採用しなかったことを示す。

(原稿受領日 2009年5月22日)